

使用者情報

使用目的:膝痛

年齢55歳 女性

過去の使用歴:1年前に服用歴あり

当時、本商品服用時に有害事象が発生(胃のむかつき)

アレルギー歴:なし

購入時の会話例

購入者	直販メーカーの薬剤師
	はい。薬剤師の口口でございます。
デントウ薬を服用したいのですが いいえ、たしか以前服用したことがあると思うんですが カンポウ ハナコです 電話番号は〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇です	初めてのご服用でいらっしゃいますか? では、記録を調べますので、お名前と電話番号を教えてください 少々お待ちください 記録を確認しました 一年ほど前にデントウ薬を服用いただいたカンポウ様ですね 以前は五十肩で服用いただき、痛みが改善されたと伺っておりますが、今回はいかがされましたか？
おかげで五十肩の痛みはなくなったんだけど、最近膝に痛みが出てきたんですよ いえ、病院にいくほどひどい痛みではないですが 以前痛みがよくなつたので、今回も服用してみようと思っています そうなのね、では服用してみようかしら	そうでしたか 今回の症状で病院にはいかれましたか？ かしこまりました 膝の関節の痛みであればデントウ薬の適応症でございます 同じ膝の痛みで服用している方もいらっしゃいます ただ、デントウ薬は医薬品ですので、現在治療中の

わかりました

更年期障害と言われ、現在薬を服用しています

薬の名前は覚えていません

あります。もってくるのでちょっと待っていてください

加味逍遙散(※)という漢方薬なんですが

あと、西洋薬Aも飲んでいます

(※)加味逍遙散の成分分量：サイコ 3g、シャクヤク 3g、ソウジュツ 3g、トウキ 3g、ブクリヨウ 3g サンシシ 2g、ボタンピ 2g、カンゾウ 1.5g、ショウキョウ 1g、ハッカ 1g

ということは、加味逍遙散をやめてデントウ薬を服用すればいいんですね？

一日最大量を超えてないなら大丈夫ですね

病気や服用されている薬によっては注意が必要な場合もございます

治療中の病気や服用している薬があれば、伺わせてください

お薬手帳など、薬の名前が書いてあるものはございますか？薬のお名前がわかれれば、併用可能かをお調べいたします

加味逍遙散にはデントウ薬と重複するカンゾウという生薬が配合されております

カンゾウは過剰摂取や長期連用により、副作用等が現れることがあります

例：偽アルドステロン症

いいえ、加味逍遙散を中止することで更年期障害の症状が悪化する可能性がありますので、中止はお勧めできません

決して併用してはいけないということではなく、併用してもカンゾウの一日最大量を超えない量ですので、「尿量が減少する、顔や手足がむくむ、まぶたが重くなる、手がこわばる、血圧が高くなる、頭痛」等の症状に注意をしながら服用していただきたいと思います

そうとは言えません

カンゾウの過剰摂取や長期連用といっても、それは個人差がございますので

中には一日最大量より少ない摂取量でも症状ができる方もいらっしゃいます

デントウ薬を服用された方の中で、まれに手足のむくみや血圧上昇などの症状が出る方もいらっしゃいますが、早く気付いて服用を中止することで、それらの症状が軽減いたします

症状が出た場合に早く気づいて対処することが重要です

はい、わかりました

高脂血症もあるので

あらそうだったかしら？

あ～そうだったかも、そいえば胃腸科にいったわ
教えてくれてありがとう、お宅に話をしておいてよかつたわ

言われたことに注意しながら服用してみます

ありがとう では注文お願いします

はい、よろしく

先ほどお伝えした症状は添付文書にも記載されていますので、服用前によく読んでからご服用ください

先ほど西洋薬Aも飲まれていると伺いましたが、
こちらは何の為に服用されていらっしゃいますか

そうでしたか

西洋薬Aとの併用は差し支えありません
ただ、カンポウ様は以前のご服用の際に胃のむかつきがあった記録が残っています

そのときは、胃腸科の医師からは、疲れが原因ではないかとお話があったようですが、デントウ薬を服用中のことでもありましたので、デントウ薬が関係ないとも言い切れません

今回服用される際は、胃の症状についても十分ご注意ください

説明した以外にも服用中に体の異常を感じられた際は、直ちに服用を中止し、かかりつけ医師や薬剤師に相談してください

その他、「服用前に医師又は薬剤師に相談すること」の項目に該当していないかの確認をさせてください

(相談することの各項目について確認)

例：妊娠の有無 治療中の入 高血圧

(用法用量についての説明)

例：大人 1日3回 毎食後1包 服用ください

商品のお届け先は、以前に伺っていたご住所でよろしいですか

ご購入ありがとうございます
お大事になさってください

綾部委員提出資料

第1回検討会資料

(平成21年2月24日)

平成 21 年 2 月 24 日

「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」参加にあたって

全国伝統薬連絡協議会

この度は、私ども全国伝統薬連絡協議会が当検討会に委員として参加させていただき、討議の場をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

当協議会は昨年 10 月 11 日に発足したばかりの任意団体です。

加盟社は古くから伝統薬を製造販売する企業から構成されております。

全国には、その地方・風土により長年愛用されてきた昔からの伝統薬がございます。これらは、長い歴史と伝統に育まれ、風雪に耐えて、生き残ってきたものばかりで、その処方と製法の起源は、江戸時代、それ以前に遡るものもございます。その長い歴史の中でその時代時代の人々に愛され、健康維持に貢献してまいりました。

現在、当協議会加盟社の伝統薬を約 30 万の方にご使用いただいており、多くの方々から信頼を得ております。その一番の理由は、自社で製造した伝統薬の販売であるからこそ、よりそのお薬の詳しい情報を提供し、お客様の使用が適正かどうかを判断するといった責任ある対応をしてきたこと、そして製造者自らが直接対応することで使用者の気持ちを真摯に受け止め、人と人とのぬくもりを大事にしながら、お役に立てるよう努めてきました。

つまり、現在の伝統薬が今日まで生き残ってきた背景には、医薬品の効果、安全性、そして責任ある対応、それら全ての条件をみたしてきたことにあると存じております。しかしながら、伝統薬を取り巻く環境も平坦ではありません。原材料の入手難、後継者問題、バリデーションの導入による莫大な設備投資、等々。多くの企業が、厳しい状況にもかかわらず、「この薬しかない」というお客様からの厚い想いに支えられ、今まで頑張ってまいりました。

このような苦境の中、最も伝統薬の存続を脅かしているのが、今回公布された省令内の「郵便等販売」の規制です。旧検討会において、伝統薬に関する審議は行われていないことから、当協議会は、昨年の 12 月 24 日、この件に関し厚生労働大臣宛に要望書を提出しております。しかしながら、その要望書は、勘案されず、今回の省令の公布となりました。このままでは、お客様に継続的に医薬品を提供できず、結果的に伝統薬は、そのほとんどが姿を消すことになってしまいます。現在、アメリカやドイツなど西洋医学の最先端の国でも代替医

療として、植物療法や、伝統医学の活用に力が注がれております。わが国でも統合医療による予防医学、セルフメディケーションを推進していく中で、漢方や生薬製剤の役割が改めて見直されています。それだけに伝統薬の存続は、今後の医療の為にも絶対欠かせないものであると考えております。

そこで私達は、昨年9月の省令案発表後、今後を危惧した企業が、その存続の為、10月に当協議会を設立致しました。目的は、伝統薬の存続及び安全を確保した伝統薬の提供を通じて生活者の健康を支援していくことです。現在は、34社ですが、まだ現状を十分に認識していない地方の伝統薬の会社も数多く存在しております。もし今回の省令により、6月以降、これらの伝統薬がなくなることとなれば、それは古くからご使用頂いている多くのお客様に影響を与えると共に、古くは歌舞伎や川柳にも登場する日本の伝統薬の消滅であり、日本が誇る文化遺産の消失にほかなりません。

今回の省令は、このような諸事情を踏まえたうえで公布されたのでしょうか。もし結果的に伝統薬の消失を引き起こしたとしたら、今回の省令は、薬学史上、大きな取り返しのつかない損失を生じさせることになると思います。今回の検討会がこういった状況を踏まえて、立ち上げられたのであれば、当協議会としても「安全を確保した伝統薬の販売方法」について提案・説明を惜しみませんので、何卒6月からの施行に支障なく移行できるよう、当協議会の説明内容についてご理解いただくとともに早急にご検討を御願い致します。また、もし販売方法の整備に時間を要するようであれば、6月以降に伝統薬の消失を招くことがないよう、しかるべき措置を講じていただきますよう、あわせて御願い申しあげます。

私達は、企業の規模が小さい為、知名度も低く、今回の伝統薬の抱える問題も軽視されているのではないかと危惧しております。今回の「郵便等販売」の規制により、多くの伝統薬企業の存続が難しくなり、伝統薬は消失し、生活者はその伝統薬による治療機会を永久に失ってしまいます。伝統薬の承認は一度失ってしまうと復活することは不可能です。6月施行までにその回避策を講じていただくにも時間の余裕もございませんので、私たち協議会としては、伝統薬の問題を最初にご討議願いたいと思います。

当検討会の皆様は、今回の省令が施行されることにより引き起こされる伝統薬への問題の重大性を、十分ご理解いただける事と思います。私達も前向きに対応してまいる所存でございますので、どうぞ私達が今後も今まで通り、存続可能でありますよう円滑なご審議を御願い申し上げます。

全国伝統薬連絡協議会



① 全国伝統薬連絡協議会とは

● 協議会の目的 ●

「伝統薬の存続及び伝統薬の提供を通して生活者の健康支援を実現する」

全文での伝統薬の定義：伝統薬とは「民族、各地方で経験的に確立した医学（伝統医学）で使用される薬」又は「代々伝わっている伝承薬」を指す。

■ 設立年月日 平成20年10月11日

■ 会員 34社

17都府県（1都2府14県）

茨城県、千葉県、東京都（2）、長野県、富山県、岐阜県、京都府、奈良県（5）、大阪府、和歌山県、兵庫県（2）、愛媛県、山口県、福岡県（2）、大分県、熊本県（8）、鹿児島県（4）
数字のない府県は各1社

■ 役員

会長 ハツ目製薬株式会社（東京都）

代表取締役社長 加次井 商太郎

副会長 株式会社奥田又右衛門膏本舗（岐阜県）

代表取締役社長 日向 靖成

理事 有限会社渡部晴光堂（熊本県）

代表取締役社長 渡部 展行

理事 株式会社亀田利三郎薬舗（京都府）

常務取締役 亀田 利一

理事 日野製薬株式会社（長野県）

代表取締役社長 井原 正登

理事 株式会社再春館製薬所（熊本県）

代表取締役社長 西川 正明

■ 通信販売による購入者数

年間 約30万名（本協議会 参加企業34社の概算による）

全国伝統薬連絡協議会の参加企業 34社

五十音順

	所在都道府県名	企業名		所在都道府県名	企業名
1	鹿児島県	有限会社青木流芳院	18	熊本県	田尻製薬有限会社
2	富山県	株式会社池田屋安兵衛商店	19	兵庫県	株式会社ドラッグピュア
3	大分県	うすき製薬株式会社	20	奈良県	中村薬品工業株式会社
4	大阪府	大杉製薬株式会社	21	長野県	日野製薬株式会社
5	奈良県	大峯山陀羅尼助製薬有限会社	22	山口県	深井薬品工業株式会社
6	岐阜県	株式会社奥田又右衛門膏本舗	23	福岡県	株式会社福岡薬工社
7	鹿児島県	鹿児島県製薬株式会社	24	奈良県	株式会社藤井利三郎薬房
8	京都府	株式会社亀田利三郎薬舗	25	和歌山県	有限会社本町薬品
9	茨城県	合名会社川又薬局	26	愛媛県	松田薬品工業株式会社
10	熊本県	熊本共立製薬有限会社	27	鹿児島県	有限会社森回春堂
11	千葉県	有限会社郡司勘兵衛薬局	28	東京都	ハツ目製薬株式会社
12	熊本県	株式会社再春館製薬所	29	奈良県	大和合同製薬株式会社
13	兵庫県	株式会社サツマ薬局	30	奈良県	株式会社雪の元本店
14	東京都	株式会社霜鳥研究所	31	熊本県	吉田松花堂
15	熊本県	株式会社界龍堂製薬	32	熊本県	合資会社吉田整骨院製薬所
16	福岡県	新日本製薬株式会社	33	熊本県	帝州製薬合資会社
17	鹿児島県	有限会社角野製薬所	34	熊本県	有限会社渡部晴光堂